

平成二十年六月六日提出
質問第四八六号

アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一六九第三七三号）を踏まえ、以下質問する。

一 本年六月六日の衆参両議院の本会議において、アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議（以下、「国会決議」という。）が議決されたが、「国会決議」の内容を政府は承知しているか。

二 「国会決議」に対する政府の評価如何。

三 これまでの答弁書（例えば内閣衆質一六三第七号、五七号、内閣衆質一六六第四〇号、内閣衆質一六八第二四号、五三号、一〇二号、内閣衆質一六九第六三号、一〇六号、一三八号、一八二号、三七三号等）

で政府は、「先住民族」の定義は国際的に確立しておらず、アイヌ民族が我が国の先住民族であるかどうかについても判断を下せない旨の答弁をしてきている。しかしその一方で、本年六月六日の衆参両議院の本会議において町村信孝内閣官房長官は「政府としては独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族との認識のもと、国連宣言を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む」との発言をしているが、右は「国会決議」を受けて、アイヌ民族が我が国の先住民族である

と政府が認めたものと受け止めて良いか。確認を求める。

四 三で、政府として、アイヌ民族が我が国の先住民族であると認めたのならば、三で挙げたこれまでの答弁書を改めるべきではないか。

五 「国会決議」を受け、アイヌ民族を先住民族として認め、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の展開を図る上での福田康夫内閣総理大臣の決意を披瀝されたい。

右質問する。